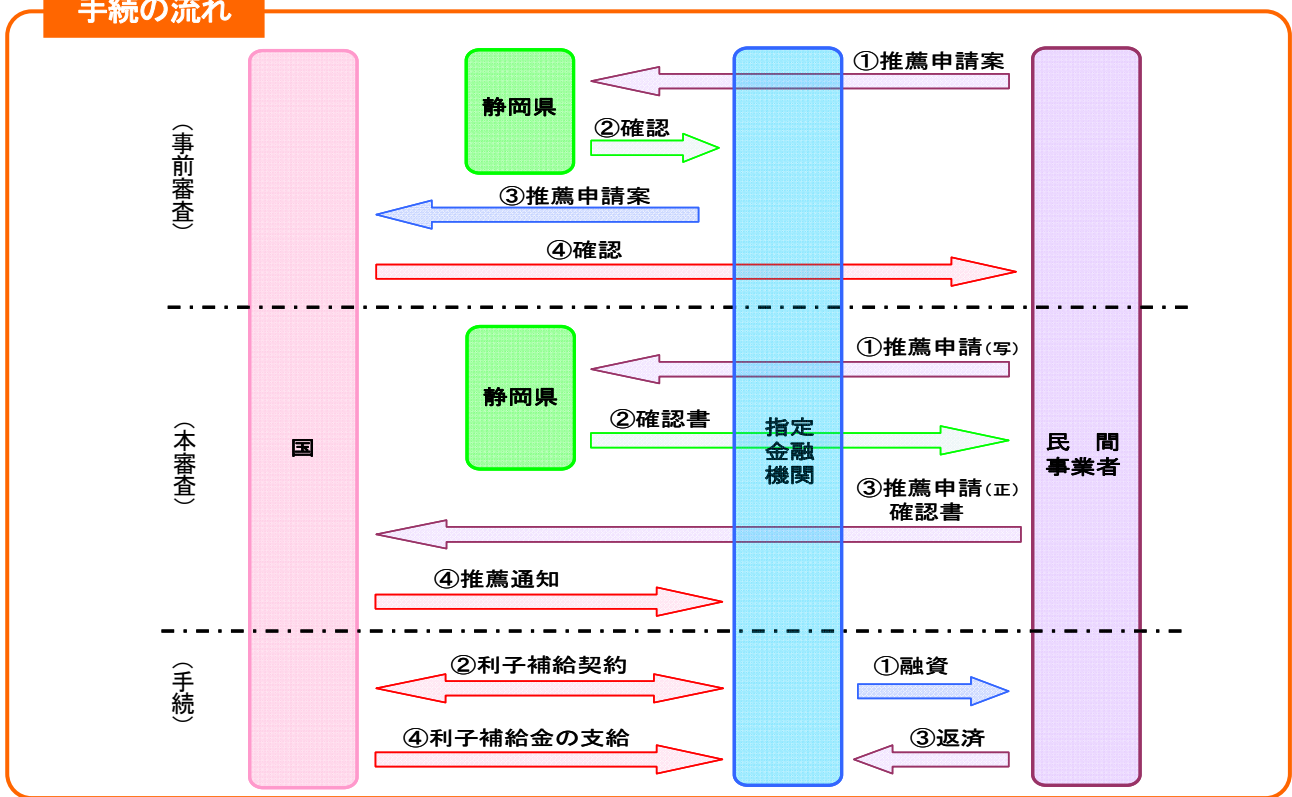


事業者が指定金融機関から融資を受けて総合特区対象事業を行う場合、
最長5年間、**最大0.7%**の利子補給が受けられます。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・“ふじのくに”のフロンティアを拓く地域協議会の構成員であり、国（内閣府）から指定を受けた金融機関（指定金融機関）からの借り入れ ・対象事業は裏面に示すとおり
対象経費	<p>土地の購入費、造成費、施設等の建設費、機械設備の整備に係る費用 ※ただし、土地の購入、造成のみは不可</p>
集中受付時期	<p>令和元年2月・4月・7月・10月・12月 (令和2年度は令和2年2月・4月・7月・10月の見込み)</p>
受付対象となる事業開始時期※	<p>令和元年4月・6月・9月・12月・令和2年2月の各月1日から 令和2年3月末日まで ※集中受付の時期により対象期間が異なる</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は、固定金利でも変動金利でも可 ・融資期間は原則5年以上 ・国の他の利子補給制度との併用は不可 ・地方公共団体の利子補給制度との併用は可能（ただし、内閣府に事前相談が必要） ・借入限度額なし（利子補給金は国の予算の範囲内で支給） ・利子補給は総合特区の計画期間が上限（現行計画は令和4年度末まで ※延長の場合あり）

手続の流れ



融資のお問い合わせ

取引先の金融機関

制度全般のお問い合わせ

静岡県 知事直轄組織 政策推進局 総合政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL054-221-3201

●対象事業

総合特区計画に記載の3つのモデル事業(沿岸・都市部のリノベーションモデル事業、内陸・高台部のイノベーションモデル事業、多層的な地域連携の形成モデル事業)のうち、下表に示す項目に必要な資金で、総合特区計画に掲げる数値目標の達成に寄与する事業が対象です。

項 目		沿岸・都市部	内陸・高台部	地域連携軸
A	農林漁業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	○	○	—
B	観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業	○	○	—
C	地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業	○	○	—
D	新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの	○	○	○
E	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	○	○	○
F	地域における防災機能の確保その他地域住民の安全の確保に関する事業	○	○	○
G	地域住民の健康の保持増進に資する事業	—	○	—

※多層的な地域連携軸の形成モデル事業は、静岡県全域が対象です。(1,000㎡以上の用地面積が対象)

こんな事業に

事業例 A

○農産物加工施設の整備



事業例 D

○研究開発施設の整備



事業例 E

○物流施設・設備の整備



●お知らせ

既存施設の更新や遊休土地の有効活用等により、沿岸・都市部の再生を図るため、平成 30 年度から、沿岸 21 市町※を対象とした事業を新たに追加しました。

※下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、沼津市、熱海市、伊東市、富士市、伊豆市、静岡市、焼津市、牧之原市、吉田町、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市

沿岸・都市部のリノベーションモデル事業

具体的な事業名

防災・減災に資する既存施設・土地利用促進事業

- 事業実施区域：沿岸 21 市町のうち、右図に示す斜線の区域
※概ね東名高速道路以南、又は東海道本線・新幹線以南 伊豆半島地域にあっては、想定津波浸水域周辺等の沿岸部

